

## 平成23年度第1回 福崎町地域公共交通会議 議事録

1. 日 時 平成23年7月6日(水) 14:00~15:10
2. 場 所 福崎町役場 2階 大会議室
3. 出席者

|        | 所 属 団 体                     | 役 職 名           | 氏 名    | 代理等                |
|--------|-----------------------------|-----------------|--------|--------------------|
| 会 長    | 兵庫県立大学環境人間学部                | 教 授             | 松本 滋   |                    |
| 委 員    | 福崎町区長会                      | 会 長             | 中田 光夫  |                    |
|        | 福崎町老人クラブ連合会                 | 会 長             | 庄 幹正   | 欠席                 |
|        | 福崎町商工会                      | 会 長             | 後藤 雅一  |                    |
|        | J R西日本福崎駅                   | 副 駅 長           | 武知 芳直  | 欠席                 |
|        | 神姫バス株式会社姫路営業所               | 所 長             | 月野木 謙一 |                    |
|        | 社団法人兵庫県バス協会                 | 専務理事            | 小西 一夫  |                    |
|        | 社団法人兵庫県タクシー協会西播地区(神崎交通有限会社) | 副 会 長           | 依藤 義光  |                    |
|        | 神姫バス労働組合                    | 書 記 長           | 中川 貴水  |                    |
|        | 神戸運輸監理部兵庫陸運部                | 首席運輸企画<br>専 門 官 | 木村 淳三  | 本田 泰彦<br>(運輸企画専門官) |
|        | 中播磨県民局姫路土木事務所               | 企画調整担当<br>主 幹   | 大山 和弘  | 大畑 雅哉<br>(課長補佐)    |
|        | 福崎警察署交通課                    | 課 長             | 宮辻 義信  |                    |
|        | 福崎町議会(民生常任委員会)              | 委 員             | 高井 國年  |                    |
|        | 福崎町議会(産業建設常任委員会)            | 委 員             | 吉識 定和  |                    |
|        | 福崎町                         | 副 町 長           | 橋本 省三  |                    |
|        | 福崎町まちづくり課                   | 課 長             | 志水 利雄  |                    |
| オブザーバー | 近畿地方整備局姫路河川国道事務所            | 道路管理<br>第二課長    | 高村 裕一  |                    |
|        | 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課          | 副 課 長           | 竹林 誠   |                    |

(順不同 敬称略)

|     | 所 属 団 体    | 氏 名   |
|-----|------------|-------|
| 事務局 | 福崎町健康福祉課   | 高松 伸一 |
|     |            | 谷岡 周和 |
|     |            | 村上 祥教 |
|     | (株)丸尾計画事務所 | 丸尾 哲也 |
|     |            | 西村 和記 |
|     |            | 小林 巧  |

#### 4. 配布資料

- 次第
- 座席表及び名簿
- 資料1 平成23年度検討の全体構成
- 資料2 地域公共交通再編方針(案)

#### 5. 傍聴の可否

傍聴可、傍聴人4名。

#### 6. 開 会

(事務局)

ただ今から第1回福崎町地域公共交通会議を開催いたします。

本会議は設置要綱に則りまして公開とさせていただきます。司会進行をさせていただきます、事務局健康福祉課の高松です。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、設置要綱第4条の規定により委員の交代がございますので紹介させていただきます。平成23年4月の人事異動により、中播磨県民局 姫路土木事務所 企画調整担当主幹が寺西主幹から大山主幹に替われ、本日は代理の大畑課長補佐に出席していただいております。また、平成23年4月28日の福崎町議会議員の委員会構成の変更により、志水議員から高井議員に替わられましたので、本日出席していただいております。

それでは開会にあたりまして、松本会長よりご挨拶をいただきます。

#### 7. あいさつ

(会 長)

3月に大きな災害が発生してから約4ヶ月が経過しました。福崎町の公共交通は、大きな進展もしくは、大きな困難が生じているわけではありませんが、福崎町の公共交通の問題も、福崎町にとっては重要な問題となっております。皆様の有益なご意見をいただければと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

#### 8. 協議事項

##### (1)平成23年度検討の全体構成について(資料1)

事務局より、平成23年度検討の全体構想について(資料1)を説明。

(会 長)

この全体構成について、何かご質問ございませんか。

よろしいですか。協議事項の(2)と関係することもありますので、またありましたらお願いします。

##### (2)地域公共交通再編方針(案)について(資料2)

事務局より、(2)地域公共交通再編方針(案)について(資料2)を説明。

(委 員)

国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには、生活交通ネットワーク計画を策定し、国に提出する必要があります。資料2 1頁の1.1検討に当たっての

背景で、「平成23年度においては、生活交通ネットワーク計画の策定に向けて、さらに検討を進める予定です。」と記載されていますが、その補助を受けようと考えているのですか。

(事務局)

巡回バスの再編成が地域公共交通確保維持改善事業の補助条件に該当すれば、補助申請をしたいと考えています。しかし、今年度は地域公共交通確保維持事業、地域公共交通調査事業とも補助申請を行っていません。

(委員)

もし、巡回バスの再編成が補助条件に該当すれば、地域公共交通確保維持事業の地域内フィーダー系統の補助を受けたいと考えているのですか。

(事務局)

はい、地域公共交通確保維持事業の地域内フィーダー系統に該当すれば補助申請をしたいと考えています。

(委員)

資料2の37頁の注意書きに、「市街地内におけるサルビア号の運行方法は、具体的に部会等で検討していきたいと考えています。」と記載されていますが、その内容だけを部会で検討するのか、他の内容についても部会で検討するのか、内容を教えていただきたいです。

(事務局)

設置要綱には幹事会という名称で記載しておりますが、本日の資料には部会と表現させていただいております。今回開催を予定している部会は、地域住民の各種団体の代表で構成した住民代表部会、タクシー事業者やバス事業者の運送事業者で構成した事業者部会の2つの部会で検討を行いたいと考えています。部会では、新たに導入する地域公共交通の運行経路等、具体的な運行方法の内容を皆様に検討していただきたいと考えています。

(委員)

その様な部会を開催する考えであれば、事業者部会にはバス事業者の神姫バス、タクシー事業者の神崎交通をメンバーに入れて開催していただきたいと思います。

新たに導入する地域公共交通の利用料金は、無料にするのですか。また、バリアフリー関係の説明が資料中には記載されていないですが、その考え方について教えていただきたいです。

(事務局)

現在の巡回バスの運賃は無料ですが、新たに導入する地域公共交通の運賃は、最終的には有料で運行しようと考えています。バリアフリーについては、新たに導入するバス車両には、手摺を設け、ドアを開けるとスライドでステップが出るような、高齢者でも乗車しやすい改造をしようと考えています。

(委員)

地域公共交通確保維持改善事業は、調査事業を除くと運行補助を主とした地域公共交通確保維持事業と、バリアフリー対策を主とした地域公共交通バリア解消促進等事業で構成されています。生活交通ネットワーク計画策定に向けた検討を行うのであれば、バリアフリーについても記載したほうが良いと思います。

(委員)

地域公共交通確保維持改善事業の補助について補足説明をさせていただきます。地域公共

交通確保維持改善事業は補助の申請期限とその補助を受ける事業期間があり、今年度分の申請期限は平成23年6月で、事業期間は平成23年10月～平成24年9月となっています。来年は、補助申請の期限が平成24年6月で、事業期間が平成24年10月～平成25年9月になり、福崎町としては、平成24年度の補助申請をしようと考えられているのかと思います。

また、補助を受けるためには条件があり、補助条件としては新規で運行されたもの、または、運行経路の50%以上が変更されたものとなっていて、具体的に合致するのかわかるようになります。補助額は非常に少ないものになります。例えば運行経費が1,000万円で、補助額がその半分の500万円も出るようなものではないです。

(会 長)

定時定路線型交通で運行している現在のサルビア号がデマンド型交通へ変更する場合は、新規もしくは大幅な変更として認められるのですか。

(委 員)

新規のものとして認められると思います。

(委 員)

非常に分かりやすい資料を作成されていると思います。ただ、今回の資料内容では、需要量から見た検討で、デマンド型交通の導入が必要という結論になっていますが、デマンド型交通の導入という結論ありきのようにもみえます。デマンド型交通の導入が必要となった結論に至るまでの過程を、もう少し記載していただきたいと思います。

特に、資料2 31 頁の定時定路線型交通とデマンド型交通の比較で、定時定路線型交通のメリットとしては予約がいらない、デマンド型交通のデメリットとしては予約が必要と特徴を記載しているのですが、予約を受けるオペレーターやシステム等に掛かる費用を記載し、費用面でも比較をする必要があると思います。

(事務局)

デマンド型交通は運行方法によって掛かる費用が大きく違ってきますが、定時定路線型交通とデマンド型交通の比較に、オペレーターやシステム等に費用を要することなどの費用面についても記載します。

現在、サルビア号は添乗員が乗車しており、添乗員の人件費が掛かっています。デマンド型交通では、添乗員が必要なくなることから添乗員の人件費が掛かりません。デマンド型交通のオペレーターの人件費は、現在のサルビア号の添乗員人件費で概ね賄えると想定しており、現在のサルビア号の運行費用とデマンド型交通の運行費用は、大きく変わらないのではないかと考えています。

(会 長)

デマンド型交通には、なぜ添乗員が必要ないのですか。

(事務局)

デマンド型交通では10人乗りのワゴン車での運行を考えているため、添乗員の必要がないと考えています。

(会 長)

先ほど有料化についての話があったのですが、昨年の報告で有料化されてもそれほど利用は減らないというデータでしたか。

(事務局)

平成 19 年度に実施したサルビア号利用者に対してのアンケートデータでは、サルビア号利用者の約 4 分の 3 が有料になっても今までどおりバスを利用すると答え、有料化を認めておられるという結果でした。

(会 長)

それはサービスの変化はなしとしてという事ですね。

サービスレベルを向上させた場合は、さらに有料化に対して肯定的な意見が増えると考えられますか。

(事務局)

もっと便利になれば、それに値する負担も可能ではないかと考えています。

(委 員)

今後、開催される部会とは、資料を作成する部会なのか、それともいくつかに分かれ専門分野で検討する部会なのでしょう。部会といってもいろいろな方法があると思いますが、どのような部会を想定されていますか。

(事務局)

今考えている部会は、運送事業者等の組織による部会と、福崎町の各種団体の住民代表として参加していただく部会を考えております。部会では事務局がたたき台となる運行案を提案し、それぞれの部会で意見をいただき、詳細な検討をしていきたいと考えています。

(会 長)

超クルマ社会となっている中で、福崎町の公共交通をどの様に支えていくかという事は、非常に難しいことですが、上位計画で示しているように、これからの環境や資源の事も考慮して、クルマから公共交通へ大きく転換する必要があると考えられます。福崎町の公共交通をよりよくしていく必要があるので、皆さんの意見を聞かせていただきたいです。

(委 員)

地域公共交通は、市域内や町域内のみで運行している形態が多いと思います。資料 2 33 頁の公共交通再編方針（案）では、町外へ出る移動として他の市町と連携した地域公共交通を導入していくことが記載されております。このような市町間をまたぐ地域公共交通を検討する際は、地域公共交通会議で検討するのか、それとも県主体で部会等を開催して検討するのか、どの様に検討するのか教えてください。

(委 員)

基本的には、各市町間で協議を行い、互いに合意することにより、市町間をまたぐ地域公共交通を運行することは可能です。ただし、関係する市町がそれぞれ責任をどの程度負うのかが問題になってきます。その問題をどの様にして整理しているかは事例がない状態ですが、それぞれの地域内の路線延長や運行時間で責任を分割する方法や、利用者にとっては不便であるが、市町境界にバス停を設置して、乗り継いでいただき運行を行う方法等が考えられます。もし、各市町で協議を行う際、県の協力が必要な場合があれば、県としても積極的に協議に参加します。

県内で市町間をまたぐ運行をしている地域は、例外としてはあります。豊岡市や多可町では市町間をまたぐ運行をしています。これらは昔から運行していたバスの廃止代替バス等であり、特殊なパターンが多いです。また、高砂市では、大塩駅が市外近くにあり、大塩駅までバスを運行してほしいという話が出ています。姫路市がその運行に対して合意すれば運

行可能になります。高砂市から市外の大塩駅へ向かう場合、例えば高砂市域を超えた姫路市域では大塩駅以外はバス停を設置しない方法等があると考えられます。

(委員)

資料2 37 頁のめざすべき公共交通網（案）の町外への移動については、近隣の自治体と協議して運行を行うという事ですが、平成 23 年度では、地域公共交通再編計画をどこまで取りまとめていこうと考えていますか。また、地域公共交通再編計画をとりまとめて、来年度のいつごろに実証運行をしようと考えていますか。

(事務局)

平成 23 年度でまとめる内容としては、当面は 33 頁の公共交通再編方針案の検討で示している町内の需要に対応するための交通を検討し、主にサルビア号の再編を検討していこうと考えています。町外への移動については、近隣の市町との協議が必要であり、難しい部分があると思います。

実証運行については、住民の方への説明も必要であり、サルビア号再編内容が補助条件に合致した場合、来年の 10 月、補助条件に合致しない場合は、来年の 10 月よりも早く運行することも考えておりますが、まだ未定です。

(会長)

本日の資料2の 18 頁からが、地域公共交通再編方針（案）となっておりますが、これを今年度の検討のたたき台として、この地域公共交通会議で承認したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全委員)

異論なし。

(会長)

異論がないようですので、この地域公共交通会議において本日の資料2で示した内容の地域公共交通再編方針（案）を承認したものとします。

## 9. 閉会

(会長)

本日検討していただいた地域公共交通再編方針（案）をベースにして、今後さらに具体的な公共交通網再編案を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は、本会議に参加していただきありがとうございました。

(事務局)

次回の地域公共交通会議は9月開催の予定でございます。日程が決まり次第、連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、部会につきましても随時開催をしたいと思っております。

これをもちまして、平成 23 年度第 1 回福崎町地域公共交通会議を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

以上